

議案第102号

訴えの提起について

次のとおり、不正行為に対する賠償金支払請求の訴えを提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

平成23年6月10日提出

川崎市長 阿部 孝夫

1 当事者

原告となるべき者 川 崎 市

被告となるべき者 * * * * *

* * * * *

2 請求の要旨

このため、本市は、被告となるべき者らに、川崎市工事請負契約約款に基づき、不正行為に対する賠償金の支払請求をしたが、被告となるべき者らはこれに応じないため、被告となるべき者らに対して不正行為に対する賠償金支払請求の訴えを提起したい。

3 本件に関する取扱い

本件の訴訟は、弁護士に委任する。

參考資料

事 件 の 概 要

100円を、被告となるべき者らに、同約款に基づく、被告となるべき者らで連帶債務として負担する不正行為に対する賠償金として、本件工事3に係る工事請負契約の最終請負金額の10分の3に相当する額74,714,850円を同年11月30日までに支払うよう請求した。

6 被告となるべき者らは、賠償金の支払請求には応じず、今後も引き続き、これに応じないと認められるため、被告となるべき者らに対して不正行為に対する賠償金支払請求の訴えを提起するものである。